

令和3年1月20日
自由民主党福岡市議団

新型コロナウイルス対応への追加緊急提言

本年1月13日に、福岡県下が緊急事態宣言の対象地域となった。国は時短要請を受ける飲食店に対して1日あたり6万円の協力金を支払うほか、飲食店への納入事業者に対する給付などの支援に取り組むとしているが、コロナ禍が長期化する中での二度目の緊急事態宣言の発出は、疲弊している地場中小事業者に与える影響も大きく、更なる痛手となっている。

一方、国の1次・2次補正で措置された臨時交付金については、本市が独自に取り組んできた支援策の財源となってきたが、我が会派の求めにより、理事者において1月19日現在の状況を精査して頂いたところ、約30億円の執行残があることが判明したところである。

これらの大半は経済観光文化局所管の商工費に属するが、既に議決済みであり、議会の承認を経ることなく速やかに執行することが可能である。

市長におかれては、地場中小事業者の苦境、並びに長引くコロナ禍による市民生活の痛みを考慮頂き、以下に掲げる事項について、早急に対応されたい。

- 一、 時短要請を受けない事業者（テイクアウト専門店や、午後8時以前に閉店する飲食店を含む）のうち、前年度比で売上が30パーセント以上減少するなど一定の要件に該当する事業者に対し、法人で15万円、個人事業主で10万円の緊急支援を実施すること

- 二、 国の3次補正による総額1.5兆円の臨時交付金については、コロナ禍が市民生活や地場経済に与える影響などの本市の実情を踏まえた対策を適切かつ迅速に実施する財源として、可能な限り速やかに活用する必要がある。前掲の時短要請外の事業者への支援にかかる経費と併せて、臨時会の招集の必要性を検討すること

以上